

i 労働保険未手続事業一掃強化期間

厚生労働省

厚生労働省では、「労働保険未手続事業の一掃」を年間の最重要課題として取り組んでおり、11月を一掃強化期間と定め、労働保険の未手続事業場の解消を図るべく啓蒙活動を実施しています。

労働保険は常用・パート・アルバイト等、雇用形態を問わず一人でも労働者を雇用している事業主は加入が義務付けられています。未手続事業場の解消は労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等に繋がります。

加入の手続きはこちらから
 群馬労働局総務部労働保険徴収室
 ☎ 027-896-4734

**i 下請取引適正化推進月間
 ～「見直そう」その一言で救われる～**

中小企業庁・公正取引委員会

中小企業庁及び公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、上記のキャンペーン標語を決定し、以下の取組みを行っています。



- (1) 下請取引適正化推進講習会の実施
- (2) 適正取引講習会の開催
- (3) 下請かけこみ寺の利用促進
- (4) 広報誌等への掲載・掲示

i 過重労働解消のためのセミナー

(公社)全国労働基準関係団体連合会

本連合会では、企業の労務管理者を対象に、長時間労働の削減や過重労働防止対策に必要なノウハウを伝え、過重労働防止に向け自主的な改善対策を進める際の一助となるよう『過重労働解消のためのセミナー』を開催します。

開催期間 令和6年1月まで

開催方法 オンライン開催

※特別企画として

「業務効率化セミナー」を開催(11/8)

問合せ (公社)全国労働基準関係団体連合会
 過重労働解消のためのセミナー事務局
 ☎03-5283-1030(平日10:00-17:00)



i 群馬県知財総合支援窓口

(一社)群馬県発明協会

知財総合支援窓口では、中小企業等の特許・商標等の知的財産に関する悩みや課題などの相談に応じるため、様々な支援を行っています。また、専門的な相談や高度な相談については、弁理士や弁護士等の知財専門家と協働して支援を行います。



専門家への相談も無料ですので、まずはお気軽にご相談ください。

『知財専門家』相談予定日(11月)※要予約

2日(木)、7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)、30日(木)

※各日13:00、14:00、15:00

問合せ (一社)群馬県発明協会

前橋本所 ☎027-290-3070

太田支所 ☎0276-55-5464

◆商工中金相談所スケジュール

前橋支店 9:00～15:00

中央会メールマガジン
購読登録はこちらから

<編集後記>

◆将棋の王座戦で藤井聡太名人が勝利し、史上初の全8冠制覇を成し遂げました。偉業を達成しても「実力に足りないところがある」と話し、「面白い将棋を指すことが一番の目標」と語っていたのが印象的でした。

◆めいどin群馬掲載の「Ju the burger」では、厳選した素材で味を追及することで幅広い年齢層からの人気を集めています。また、トップセミナーで講演した浜野社長は、再起への強い決意と多くの挑戦により経営危機を乗り越えました。

◆現在の状況に甘んずることなく上を目指すことが、さらなる成長をとげるための絶対条件だと感じた今月号でした。

(K・M)